

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・ 命令形と母音無声化規則・ 語中子音有声化規則・ 連母音融合規則の音声文法的考察

齋 藤 孝 滋

キーワード・語中子音有声化・母音無声化・連母音融合・語幹統一・動詞
・条件形・命令形

1. 目的

岩手県盛岡市⁽¹⁾の方言には、他の多くの岩手方言と同様（齋藤1987, 1990, 1991a, 1992b, 2000, 2001b, 2002c）に、母音無声化、語中子音有声化、連母音融合などの規則性が高い音現象がみられる。

しかし、これらの音現象は、その高い規則性にもかかわらず動詞・形容詞の特定の活用形において、例外的な傾向をみせることがあり、既に終止・連体・準体・禁止・推量志向については齋藤2003a、否定・使役・受身形については齋藤2003bで論じている。

本稿の目的は、未だ論じていない盛岡市方言における動詞条件形・命令形について、動詞の種類ごとにそのヴァリエーションを記述し、前述の音現象の例外的な傾向について、各の規則適用メカニズムを推定し、例外傾向生成の要因を音声文法論的視点から明らかにすることにある。

2. informant・調査方法

齋藤（2003a, b）と同様に informant は、調査地生え抜きの岩持文江氏（1907年生）である。調査は、1985年3～4月、8～9月に、音韻・動詞・形容詞等の記述的研究の目的で、筆者が盛岡市内のご自宅に訪問して実施したが、本稿で用いる資料はその一部である。

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・ 語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

調査方法は、「当該地域出身の親しい友人（同性）とくつろいで話す場面」を設定した上で、共通語の例文を示して対応する方言パターンを発話して頂き、さらにそれにより見出された接続形式を用いて活用表現を発話して頂いた。発話は、すべてカセットテープに録音し、後で確認した。

3. 動詞の種類と各動詞の条件形・命令形

3・1. 動詞の種類

盛岡市方言の動詞は、不変化部（語幹）の末尾が、子音音素⁽²⁾であるもの（I類：C語幹動詞）と、母音音素であるもの（II類：V語幹動詞），両者が共存し混合してあらわれるもの（III類：C語幹V語幹混合動詞「射る」），3種の語幹が交替するもの（IV類：強変化動詞「来る」）に分けることができ、I類、II類の動詞は、その末尾音素によって、さらに細分類される。盛岡市方言の動詞の分類を示すと次のようになる⁽³⁾。なお、「射る」については、齋藤（2003a）では、語幹の優勢性を重視しI類(6)に分類したが、本稿では、I類・II類の両特徴をもっている事実を重視し、単独にIII類：C語幹V語幹混合動詞として独立させることとした。

I類：C語幹動詞	⟨1⟩ g1	/kigu/ (聞く)	
	⟨2⟩ g2	/'egu/ (行く)	
	⟨3⟩ ɔ	/koɔu/ (漕ぐ)	
	⟨4⟩ z	/tazu/ (立つ)	
	⟨5⟩ s	/su/ (する) /korosu/ (殺す)	
	⟨6⟩ r	/toru/ (取る)	
	⟨7⟩ n	/sunu/ (死ぬ)	
	⟨8⟩ m	/jomu/ (読む)	
	⟨9⟩ ~ b	/to ~ bu/ (飛ぶ)	
	⟨10⟩ w	/'omo'u/ (思う) ⁽⁴⁾	
	⟨11⟩ k	/kuu/ (食う)	
	II類：V語幹動詞	⟨1⟩ i	/niru/ (似る)
		⟨2⟩ u	/'ozuru/ (落ちる)

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

- | | |
|-------|---------------------------------|
| (3) e | /naŋareru/ (流れる) ⁽⁵⁾ |
| (4) ε | /kaNŋεεru/ (考える) |

III類：C 語幹 V 語幹混合動詞 r ~ e /'eru/ (射る)

IV類：強変化動詞 ku~ ki~ ko /kuru/ (来る)

3・2. 条件形

条件形は、条件の助詞 /~ba/ (ない) が接続する場合の活用形である。

(1) C 語幹動詞一般

kige~ba [k'igɛ̯mba] (聞けば)	'ege~ba [igɛ̯mba] (行けば)	koe~ba [koŋɛ̯mba] (漕げば)	tade~ba [tadɛ̯mba] (立てば)
se~ba [sɛ̯mba] (すれば)	korose~ba [koroseɛ̯mba] (殺せば)	tore~ba [toreɛ̯mba] (取れば)	sune~ba [swnɛ̯mba] (死ねば)
'jome~ba [jomeɛ̯mba] (読めば)	to~be~ba [tombɛ̯mba] (飛べば)	'omo 'e~ba [omoɛ̯mba] (思えば)	'ara' e~ba [araɛ̯mba] (洗えば)
ku' e~ba [kü̯ɛ̯mba] (食べれば 【優勢】)	kee~ba [keɛ̯mba] (食べれば 【劣勢】)		

(2) C 語幹動詞 /kuu/ (食べる<クー>)

ku' e~ba [kü̯ɛ̯mba] (食べれば 【優勢】)	~	kee~ba [keɛ̯mba] (食べれば 【劣勢】)
---------------------------------------	---	------------------------------------

(3) V 語幹動詞

mire~ba [mɪrɛ̯mba] (見れば)	'ozure~ba [o'zurɛ̯mba] (落ちれば)	'ere~ba [ɪrɛ̯mba] (居れば)	nosere~ba [nɔsɛ̯mba] (載れば)	kaNŋεεre~ba [kaŋŋεεrɛ̯mba] (考えれば)
--------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	---

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

(7) C語幹動詞 /kuu/ (食べる<クー>)

kee

[ke_下̥]

(食べろ)

(8) V語幹動詞

miro

'ozuro

'ero

nosero

kaN_Ueero

[m̥iro]

[o⁴zūro]

[i⁴ro]

[no_下̥se⁴ro]

[ka⁴n_Ue⁴ro]

(見ろ)

(落ちろ)

(居ろ)

(載せろ)

(考えろ)

(9) V語幹・C語幹併用動詞 /'eru/ (射る)

'ero

'ere

[i⁴ro]

[i_下̥re]

(射ろ【優勢語形】) ~ (射れ【劣勢語形】)

(10) 強変化動詞 /kuru/ (来る)

ko'e

ko

[koi]

[ko]

(来い) ~ (来い)

4. 条件形・命令形における母音無声化規則と語中子音有声化規則——C語幹動詞「聞く」を例として——

「聞く」の条件形・命令形は、先に3・2, 3・3でみたとおり、次の(11)のようであった。

(11) 「聞く」の条件形・命令形

条件形 命令形

kige~ba kige

[k⁶i_下̥ge⁴mba] [k⁶i_下̥ge⁴]

(聞けば) (聞け)

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

実は、この条件形・命令形の音形は、関わる音規則である母音無声化規則・語中子音有声化規則の一般的適用パターンからすると、例外的な音形であるといえる。

ここでは、条件形・命令形という活用形において、例外的な音形が生ずるメカニズムを、関わる母音無声化規則・語中子音有声化規則の性質を考慮しながら、明らかにする。

4・1. 母音無声化規則

盛岡市方言における「母音無声化」は、齋藤（1992b, 2003a, b）によれば、一般に、(12)音構造1の「 \underline{V}_N 」には生ずるもの、(13)音構造2の「 \underline{V}_N 」には生じない。

これらを規則化すると(14)母音無声化規則のように示すことができる（ \circlearrowleft ：無声子音、 \bullet ：有声母音、 \circlearrowright ：無声化母音、 \underline{V}_N ：狭母音、 $V_{M\cdot W}$ ：半広及び広母音、以下同様である）⁽⁶⁾。

- (12) 音構造1「 $\circlearrowleft + \underline{V}_N + \circlearrowleft + V_{M\cdot W}$ 」
- (13) 音構造2「 $\circlearrowleft + \underline{V}_N + \circlearrowleft + V_N$ 」
- (14) 母音無声化規則 「 $\bullet - \circlearrowright / \circlearrowleft \underline{V}_N$ 」

4・2. 語中子音有声化規則

「語中子音有声化」は、齋藤（1992a）によれば、「中央語の語中の無声子音音素 /k/, /c/, /t/ に、それぞれ方言の有声子音音素 /g/, /z/, /d/ が対応している現象」であり、有声母音にはさまれた環境で生ずる。

比較方言学的視点により、この中央語と盛岡市方言の対応から「中央語の語中の無声子音音素」が盛岡市方言の「過去音形」として推定される。「語中子音有声化」を、この「過去音形」からの変化規則として規則化すると、(15)「語中子音有声化規則」のように示すことができる（齋藤2003a, b）。

- (15) 語中子音有声化規則 「 $k, c, t - g, z, d / \bullet - \circlearrowright$ 」

なお、語中子音有声化規則は、有声母音にはさまれた環境「 $\bullet - \circlearrowright$ 」で適用され、無声化した母音と隣接する環境では適用されない。即ち、(15)語中子音

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

有声化規則と(14)母音無声化規則は、背反する規則であり、同時に適用されることはない。

4・3. C 語幹動詞「聞く」の条件形・命令形と「母音無声化規則」「語中子音有声化規則」及び「語幹統一の類推」の適用

ここでは、(12)音構造1を持つ「聞く」の条件形・命令形音形に対する、「母音無声化規則」「語中子音有声化規則」の適用パターンについて、(13)音構造2を持つ「聞く」の終止形音形と対比しながら検討する。

これらの音形について、母音無声化規則、語中子音有声化規則の適用パターンについてまとめると、次の(16)のようになる。なお、「設定される過去音形」の論旨に関わらない音声要素については、不明な部分もあることから漸定的に現在のパターンで示すこととする⁽⁷⁾。

(16) 「聞く」の終止形、条件形、命令形に関する規則適用パターン

	2	1	1
設定される過去音	* k ^b i _k ɯ	* k ^b i _k e ^m ba	* k ^b i _k e ^m ba
母音無声化規則	<適用せず>	* k ^b i _k e ^m ba	<適用せず>
語中子音有声化規則	k ^b i _g ɯ	<適用せず>	k ^b i _g e ^m ba
結果<音声レベル>	k ^b i _g ɯ	k ^b i _k e ^m ba	k ^b i _g e ^m ba
結果<音韻レベル>	/kigɯ/	/kike~ba/	/kige~ba/

(17) 「聞く」の命令形に関する規則適用パターン

	1	1
設定される過去音形	* k ^b i _k e	* k ^b i _k e
母音無声化規則	k ^b i _k e	<適用せず>
語中子音有声化規則	<適用せず>	k ^b i _g e

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

結果<音声レベル>	$k^b \underline{i} k_e$	$k^b \underline{i} g_e$
結果<音韻レベル>	/kike/	/kige/

「聞く<終止形>」の場合は、(13)音構造2であることから、母音無声化規則が適用されず、従って語幹末尾子音（過去音形の [k]）に語中子音有声化規則が適用されることとなる。これについては、通常の規則適用であるといえる。

それに対して、「聞けば<条件形>」「聞け<命令形>」の場合は、音構造1であることから、母音無声化規則が適用され、語幹末尾子音に語中子音有声化規則が適用されないことが期待される。しかし、実際は、例外的に、母音無声化規則が適用されず、語中子音有声化規則が適用される結果となっているのである。

この例外的規則適用の要因を推定する上で重要なのが、「語幹の音形」のバリエーションの種類である。

母音無声化がかわらない多くの語において、当然のことながら語幹の音形は一種類である⁽⁸⁾。

「聞く」の語幹は、音構造1基本形である終止形・連体形・準体形で /kig/ であるが、仮に条件形・命令形が「通常の規則適用」となる場合は /kik/ となり、末尾子音に異なる音素 /g/, /k/ の交替がみられることとなり複雑化する。しかし、「例外的な規則適用」の実例の場合は、結果として、否定形とともに /kig/ となり、語幹が統一されるのである。

以上より、「例外的な音規則適用」を生じさせる要因として「語幹を統一する力」が想定されるのである。

この語幹統一のメカニズムを、類推比例式で示すと(19)のようになる。

(18) 条件形における語幹統一の類推比例式

$$\begin{aligned} Ig - \underline{\text{m}} : Ig - \underline{e} (- \text{mba}) &= k^b \underline{i} g - \underline{\text{m}} : x \\ x &= k^b \underline{i} g - \underline{e} (- \text{mba}) \end{aligned}$$

(19) 命令形における語幹統一の類推比例式

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

$$\begin{aligned} Ig - \ddot{\text{u}} : Ig - \underline{\text{e}} &= k^b \text{ig} - \ddot{\text{u}} : x \\ x &= k^b \text{ig} - \underline{\text{e}} \end{aligned}$$

なお、条件形と命令形において、語中子音有声化規則と母音無声化規則の適用に違いは見られない。

すなわち、語中子音有声化規則（及びそれと背反的規則である母音無声化規則）適用については、条件形と命令形の性質の違いは、影響していないといえるのである。

5. 条件形・命令形における連母音融合規則「Ca' e, Ca'i → Cεε」——V 語幹動詞「考える」・C 語幹動詞「洗う」を例として——

「考える」・「洗う」の条件形・命令形は、先に4・1, 4・2でみたとおり、次のようであった。

(20) 「洗う」「考える」の条件形・命令形

条件形	命令形
'ara'e~ba	'ara'e
[arae ₁ mba]	[arae ₁]
(洗えば)	(洗え)

kaN ₀ εεre~ba	kaN ₀ εεro
[kaN ₀ ε ₁ re ₁ mba]	[kaN ₀ ε ₁ ro]
(考えれば)	(考えろ)

この条件形・命令形の音形は、関わる音規則である連母音融合規則の一般的パターンからすると、V 語幹動詞「考える」の場合は期待どおりの音形であるのに対し、C 語幹動詞「洗う」の場合は、例外的な音形であるといえる。

ここでは、条件形・命令形という活用形において、「考える」において期待通りの、そして「洗う」において例外的な音形が生ずるメカニズムを、関わる連母音融合規則の性質を考慮しながら、両者を比較しつつ明らかにする。

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

5・1. 連母音融合規則「Ca' e, Ca'i → Cεε」

連母音融合規則(2)は、盛岡市方言では、特に共通語の3拍以上の語に、一般的にみとめられる規則性の高い規則である。

(2) Ca'e, Ca'i → Cεε 例 : /ta g εε/ (高い), /kεε ru/ (帰る)

5・2. V語幹動詞の場合

(2) 「考える」の終止形、条件形、命令形に関する規則適用パターン

	考える<終止形>	考えれば<条件形>	× 考えれば<条件形>
	通常の規則適用実例	通常の規則適用実例	例外的な規則適用架空例
形態的構造	語幹-活用語尾	語幹-活用語尾-助詞	語幹-活用語尾-助詞
設定される過去音形	*kaŋŋaɛ̯-tʃ̩	*kaŋŋaɛ̯-tʃ̩-mba	*kaŋŋaɛ̯-tʃ̩-mba
Ca' → Cεε	kaŋŋɛ̯-tʃ̩	kaŋŋɛ̯-tʃ̩-mba	<適用せず>
結果<音声レベル>	kaŋŋɛ̯-tʃ̩	kaŋŋɛ̯-tʃ̩-mba	× kaŋŋaɛ̯-tʃ̩-mba
結果<音韻レベル>	/kaNŋɛ̯εε-ru/	/kaNŋɛ̯εε-~ba/	× /kaNŋa'ɛ̯-re-~ba/

(3) 「考える」の命令形に関する規則適用パターン

	考えろ<命令形>	考えろ<命令形>
	通常の規則適用実例	例外的な規則適用架空例
形態的構造	語幹-活用語尾	語幹-活用語尾
設定される過去音形	*kaŋŋaɛ̯-ro	*kaŋŋaɛ̯-ro
Ca' → Cεε	kaŋŋɛ̯-ro	<適用せず>
結果<音声レベル>	kaŋŋɛ̯-ro	× kaŋŋaɛ̯-ro
結果<音韻レベル>	/kaNŋɛ̯εε-ro/	× /kaNŋa'ɛ̯-ro/

盛岡市方言において、連母音 /a'e/ には、融合規則(2)が適用されるのが一般的である。これは「考える」についても当てはまり、融合規則(2)は、基本形である終止形（及び連体形・準体形）とともに、条件形、命令形にも適用されるのである。

その結果、「考える」の語幹は、/kaNŋɛ̯εε/ に統一されているのである。

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

仮に、条件形・命令形に融合規則(2)が適用されない場合、語幹が基本形である終止形語幹 /kaN₀εε/ と異なり、/kaN₀é/ となり、語幹に音韻レベルでの交替がみられることとなり複雑化する。

V 語幹動詞の場合、条件形・命令形における融合規則(2)の適用は、「語幹の統一」という側面からしても、合理的であるといえるのである。

5・3. 語幹末尾が / / である C 語幹動詞の場合

(24) 「洗う」の終止形、条件形に関する規則適用パターン

音構造	洗う<終止形>	洗えば<条件形>	×洗えば<条件形>
	通常の規則適用実例	例外的な規則適用実例	通常の規則適用架空例
語幹－活用語尾	語幹－活用語尾－助詞	語幹－活用語尾－助詞	
設定される過去音形	*ara-ɯ	*ara-ɛ ^m ba	*ara-ɛ ^m ba
Ca' → Cεε	<適用せず>	<適用せず>	× arɛ-ɪ-mba
結果<音声レベル>	*ara-ɯ	ara-ɛ ^m ba	× arɛ-ɪ-mba
結果<音韻レベル>	/'ara'-u/	/'ara'-e-~ba/	× /'arɛ-ɛ-~ba/

(25) 「洗う」の命令形に関する規則適用パターン

形態的構造	○洗え<命令形>	×洗え<命令形>
	例外的な規則適用実例	通常の規則適用架空例
語幹－活用語尾	語幹－活用語尾	
設定される過去音形	*ara-ɛ	*ara-ɛ
Ca'e → Cεε	<適用せず>	× arɛ-ɪ
結果<音声レベル>	*ara-ɯ	× arɛ-ɪ
結果<音韻レベル>	/'ara'-e/	× /'arɛ-ɛ/

盛岡市方言において、連母音 /a'u/ [aɯ] に適用する融合規則は見出せない。従って、「洗う<終止形>」の場合は、語幹は /'ara'/、活用語尾は /u/ のまま保持されている。

一方、連母音 /a'e/ には、融合規則(2)が適用されるのが一般的である。従って、

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

一般的傾向からすれば、「洗えば<条件形>」「洗え<命令形>」には、連母音 /a'e/ に融合が生じ、語幹は /'arɛ/, 活用語尾は /ɛ/ なることが期待されるのである。しかし、実際は、例外的に、融合規則(2)は適用されず、連母音 /a'e/ が保持される結果となっている。

この例外的規則適用の要因を推定する上で重要なのが、「語幹の音形」のバリエーションの種類である。

連母音融合がかわらない多くの語において、当然のことながら語幹の音形は一種類である。

「洗う」の場合は、語幹は、基本形である終止形・連体形・準体形で /ara'/ であるが、融合規則(2)が適用される場合は /'arɛ/ となり、語幹に音韻レベルでの交替がみられることとなり複雑化する。しかし、融合規則(2)が適用されない実際例の場合は、結果として、基本形の場合と同様に /'ara'/ となり、語幹が統一されるのである。

以上より、融合規則(2)の適用を拒む要因として「語幹を統一する力」が想定されるのである。

さらに、活用語尾に注目すると、C 語幹動詞の条件形・命令形の活用語尾母音は /e/ である。規則(2)が適用された場合は、活用語尾母音が /ɛ/ となり、例外的な活用語尾となる。

従って、融合規則(2)の適用を拒む要因として「活用語尾を統一する力」が想定されようか。

6. 条件形と命令形における連母音融合規則 「Cu'e → Cuu」「Cu'e → Cee」

6・1. Cu'e 融合規則

盛岡市方言には、連母音 /Cu'e/ に(26)(27)のような 2 種類の融合規則がみられる。なお、融合規則は、3 拍以上の語にみられ、(28)のように 2 拍語には一般的にみられない。

3 拍以上の語

(26) Cu'e → Cuu 例：/samuu/（寒い）/higuu/（低い【優勢語形】）

(27) Cu'e → Cee 例：/higee/（低い【劣勢語形】）

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

2 拍語

- (28) Cu'e → Cu'e 例 : /ku'e/ (悔い, 杭)

6・2. 「食う」条件形・命令形の例外的傾向

「食う」の条件形・命令形は、先に4・1, 4・2でみたとおり、次のようにであった。

- (29) 「食べる」の条件形・命令形

条件形		命令形
ku'e ~ ba	~	kee ~ ba
[k <u>ü</u> e ^m ba]		[k <u>e</u> ^m ba]
(食べれば【優勢】)	(食べれば【劣勢】)	(食べろ)

この「食べる」の条件形・命令形の音形は、関る音規則である連母音融合規則の一般的パターンからすると、条件形の場合、期待どおりの音形（非融合形の /ku'e~ba/）が優勢であるものの例外的な音形（融合形の /kee~ba/）も現れ、命令形の場合は、例外的な音形（融合形の /kee/）が優勢である。

ここでは、まず、条件形・命令形という活用形について、「考える」において期待通りの、そして「洗う」において例外的な音形が生ずるメカニズムを、関わる連母音融合規則の性質を考慮しながら、両者を比較しつつ明らかにする。

盛岡市方言では、連母音 /Cu'e/ に(30)(31)のような連母音融合規則がみられる。

- (30) Cu'e → Cuu 例 : /aQcuu/ (暑い)

- (31) Cu'e → Cee 例 : /hi g ee/ (低い)

ここでは、音構造の中に連母音 /Cu'e/ を含む「食う」の条件形・命令形の実態について検討する。

まず、/kuu/ 条件形・命令形の場合、融合規則は(30)ではなく(31)が選択される。本節における第1の目的は、この選択の要因について明らかにする点にある。また、融合規則(31)は、命令形においては適用されるが、条件形においては、適用される場合があるものの劣勢である。本節における第2の目的は、命令形と

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

条件形における規則(3)の適用傾向の違いを生じさせている要因について明らかにする点にある。

さらに、第3の目的は、/kuu/ の命令形、条件形に関する過去音形からの規則適用パターンを総合的に推定し提示する点にある。

まず、/kuu/（クー「食べる」）の命令形 ku'e → kee となる
C 語幹動詞は、活用語尾が /e/ である。

命令形は、活用形の指標となる接続形式をもたず、活用語尾によってのみ表される。

「食う」において、融合規則(30)ではなく、融合規則(26)が選択されている容認について検討する。

従って、盛岡市方言の場合は、

(32) 「食う」の終止形、条件形に関する規則適用パターン

	○食う<終止形>	○食う<否定形>	○食え<命令形>
音構造	通常の規則適用実例		例外的な規則適用実例
設定される過去音形	* k ū - ū	* k ū w - a - nε'	k ū - e
Cu'u → Cuu	k ū -'	-	-
Cu'w → Cw	-	* kw - a - nε'	-
Cw → C	-	k - a - nε'	-
Cu'e → Cee	-	-	k e -'
語幹 /k/ 統一類推	k - ū '	-	k - e'
音声レベル	k - ū '	k - a - nε'	k - e'
音韻レベル	/k - uu/	/k - a - nεε/	/k - ee/

	○食べば<条件形劣勢パターン>	○食べば<条件形優勢パターン>
音構造	通常の規則適用実例	
設定される過去音形	k ū - e - mba	k ū - e - mba
Cu'u → Cuu	-	-

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

Cu'w → Cw	—	—
Cw → C	—	—
Cu'e → Cee	k <u>e</u> - [’] -mba	<適用せず>
語幹 /k/ 統一類推	k - <u>e</u> - [’] -mba	k - <u>üe</u> - [’] -mba
音声レベル	k - <u>e</u> - [’] -mba	k - <u>üe</u> - [’] -mba
音韻レベル	/k - ee -~ ba/	/k - u' e -~ ba/

7. 連母音融合規則「Cu'e → Cee」は、なぜ条件形より命令形に適用されやすいのか

金田一（1953a, b）によれば、動詞命令形（語幹+活用語尾）は主観的表現と客観的表現の両方をもつ点で、客観的表現のみをもつ他の活用形とは、性質を異にしている。モダリティ論の立場からいようと、接続形式なしの動詞命令形単独で、表現のモダリティを表すということになる。

連母音融合規則は、文体が低かったり（主観を含みやすい）、感嘆表現の場合、適用される傾向がみられる。融合規則が適用されたヴァリエーションのほうが、適用されないヴァリエーションよりも感情が多く含まれるという内省がまとめられる。

従って、連母音融合規則の適用が、条件形にみられず、命令形にみられる原因は、この命令形が、動詞部分だけで主観的表現をも含むのに対して、条件形は、含まないということにあると考えられよう。

注

- (1) 盛岡市は、北奥羽の太平洋側内陸部に位置し、藩政時代から現在に至るまで岩手地域の政治・文化の中心地である。
- (2) 子音の音素認定については、斎藤（1987, 1990, 1991a, b, 1992a）を参照されたい。なお、他方言において同様の音素認定を行ったものとして井上（1968, 1980, 1984）、上野（1973）等がある。
- (3) 他に次の調査語があるが、活用パターンが同種のものと同様であることから、活用ごとの資料提示は省略する。

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

kaseo u

[kaseo u]

(働く<かせぐ>)

I類(5)

kosu 'oo asu

[kos u]

(越す)

[o o as u]

(育てる<生がす>)

I類(6)

'oo aru deharu

[o o a r u]

(育つ<生がる>)

[deha r u]

(出る<デハル>)

I類(10)

so'u 'ara'u

[so u]

(言う<そう>)

[a ra u]

(洗う)

II類(1)

miru 'o g iru no~biru

[m i r u]

(見る)

[o g bi r u]

(起きる)

[no~b i r u]

(延びる)

II類(3)

neru 'u'eru su'eru 'a o eru sumeru

[ner u]

(寝る)

[u'er u]

(植える)

[su'er u]

(強いる)

[a o er u]

(上げる)

[su'mer u]

(閉める)

noseru ma~zeru 'ugeru nara~beru hoseru

[no ser u]

(載せる)

[ma~dzer u]

(混ぜる)

[u'ger u]

(受ける)

[na ~ m ber u]

(並べる)

[ho ser u]

(干る<ホセル>)

ko'eru

[ko'er u]

(越える)

(4) 盛岡市方言の本研究における informant には、既に齋藤 (1993a) で述べたように他の岩

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・ 語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

- 手方言にしばしばみとめられる「語中 /w/ の脱落」(斎藤1997) はみられない傾向にある。
- (5) 盛岡市方言の本研究における informant には、他の岩手方言にしばしばみとめられる「/r/ 行拍連續回避」(斎藤2002b) は、みられない傾向にある。
- (6) 既に斎藤 (2003a, b) で述べたように盛岡市方言における母音無声化は、音構造1においては、本稿で取り上げるような特別な条件がない場合、ほぼ完全にみられるのに対し、音構造2においては、傾向は強いものの音構造1ほどではない。これらの傾向については、別の機会に、計量的手法 (斎藤2001a) を導入し、より厳密に論ずる予定である。
- なお、母音無声化には、アクセントの問題が関わる場合があるが (斎藤1994) が、本稿で論ずる範囲内では、特に問題とはならない。なお、盛岡市方言のアクセントは、平山(1957)によれば、東京式音調Iに属する。
- (7) 具体的には [k^b] の [b] 部分、[ɛ^v] の [v] の部分がそれにあたる。
- (8) 例えば、/koow/ (漕ぐ) の語幹は /koo/, /toru/ (取る) の語幹は /tor/ の1種類 (但し、音便語幹を除く) である。

文献

- 井上史雄 1968 「東北方言の子音体系」『言語研究』53 (井上史雄, 篠崎晃一, 小林隆, 大西拓一郎編 1994 『日本列島方言叢書2 東北方言考① (東北一般・青森県)』ゆまに書房, 及び井上2000に再録)
- 同 1980 「言語構造の変遷」『講座言語第1巻 言語の構造』大修館書店 (井上2000に再録)
- 同 1984 「音韻研究法」『講座方言学2 方言研究法』国書刊行会
- 同 2000 『東北方言の変遷』秋山書店
- 上野善道 1973 「岩手方言零石町方言の音韻体系」『日本方言研究会第17回発表原稿集』(井上史雄, 篠崎晃一, 小林隆, 大西拓一郎編1994 『日本列島方言叢書3 東北方言考② (岩手県・宮城県・福島県)』ゆまに書房に再録)
- 金田一春彦 1953a 「不変化助動詞の本質 下」『国語国文』22-3
- 同 1953b 「不変化助動詞の本質再論」『国語国文』22-9
- 加藤正信 1969 「東北方言概説」『言語生活』210 (井上史雄, 篠崎晃一, 小林隆, 大西拓一郎編1994 『日本列島方言叢書2 東北方言考① (東北一般・青森県)』ゆまに書房に再録)
- 小松代融一 1976 『岩手方言の音韻と語法』岩手方言研究会
- 斎藤孝滋 1987 「岩手方言における子音の語中有声化現象の音韻論的解釈について—岩手方言を中心にして—」『語文論叢』15
- 同 1990 「岩手方言における語中子音有声化現象—音環境・語彙的事情・世代の観点から—」『国語学研究』30
- 同 1991a 「音韻」(加藤正信・村上雅孝・神戸和昭・斎藤孝滋・武田拓・半沢康, 「南部・伊達藩境地帯における方言分布の報告と考察」『日本文化研究所研究報告』別巻28号)

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

- 同 1991b 「岩手方言における語中子音鼻音化現象—音環境・語彙的事情・世代の観点から—」『語文論叢』19
- 同 1992a 「岩手方言における語中子音有声化現象・鼻音化現象—言語内的・外的要因の観点から—」『国語学』168
- 同 1992 「母音無声化の「広さ」と「強さ」—岩手方言を中心にして—」『国語学研究』31
- 同 1994 「特殊アクセント方言における音調バラエティーと認知の原理—岩手県一関市舞川方言の名詞を対象として—」『音声の研究』23
- 同 1997 「岩手方言における語中／w／の動態要因とバリエーションの計量的予測」『国語学研究』36
- 同 2000 「岩手県方言における母音無声化の変容」『国語学会平成12年度春季大会要旨集』
- 同 2001a 「計量日本語学の入門書」『日本語学 4月臨時増刊号日本語の計量研究法』
- 同 2001b 『日本のことばシリーズ3 岩手県のことば』(平山輝男他編) 明治書院
- 同 2002a 「岩手県盛岡市方言の形容詞活用体系」佐藤喜代治編『国語論究9 現代の位相』明治書院
- 同 2002b 「東北・越後方言における／r/をめぐる音変化」『フェリス女学院大学文学部紀要』37
- 同 2002c 「日本方言の音韻」 北原保雄監修、江端義夫編『朝倉日本語講座 第10巻方言』朝倉書店
- 同 2002a 「岩手県盛岡市方言における動詞の所謂終止・連体・準体・禁止・推量志向形と音韻・音声規則」『国學院大学紀要』41
- 同 2002b 「岩手県盛岡市方言の動詞否定・使役・受身形における母音無声化規則・語中子音有声化規則の音声文法的考察」『玉藻』39
- 柴田武 1962 「音韻」『方言学概説』国語学会(柴田武・北村甫・金田一春彦1980『日本の言語学第2巻音韻』大修館書店に再録)
- 柴田武 1988 『方言論』平凡社
- 橋正一 1932 「盛岡弁の動詞と形容詞」『方言と土俗』3-1 (井上史雄、篠崎晃一、小林隆、大西拓一郎編『日本列島方言叢書3 東北方言考②(岩手県・宮城県・福島県)』ゆまに書房に再録)
- 平山輝男 1957 『日本語音調の研究』明治書院
- 平山輝男編 1982 『北奥方言基礎語彙の総合的研究』桜楓社
- 平山輝男・大野眞男・久野眞・久野マリ子・杉村孝夫 1992 『現代日本語方言大辞典』明治書院
- 本堂寛 1979 「岩手方言」平山輝男編『全国方言基礎語彙の研究序説』明治書院
- 同 1982 「8 岩手方言」『講座方言学4 北海道・東北地方の方言』国書刊行会
- 森下喜一 1982 『岩手県の方言』教育出版

岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・
語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察

付記 長時間にわたり調査にご協力下さり、本稿における資料を含め、多くの音声言語資料を提供して下さった岩持氏に厚く御礼申し上げる。本研究は、日本学術振興会平成12年度科学研究補助金奨励研究(A)「全国方言における主要音現象規則の計量的、構造的・社会的・地理言語学的研究」(課題番号12710229)による成果の一部である。

フェリス女学院大学・大学院教授
(さいとう・こうじ)